総務文教常任委員会記録【未校正速報版】

〇招集日時　令和６年　９月１０日（火）午前１０時００分

〇招集場所　議事堂大会議室

〇出席委員

委員長	鈴木三男
副委員長	長塚美雪
委員	本田和成
〃	岡口すみえ
〃	佐野太一
〃	関川翔
〃	小堤修
〃	落合信太郎

〇欠席委員　なし

〇出席説明員

総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	鈴木文江
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
教育参事	鈴木邦弘
総務部次長	立野啓司
総務部次長	軽部幸雄
財政部次長	飯竹永昌
会計管理者	石塚幸夫
教育次長	斉藤理昭
教育次長	直井徹
総務課長 選挙管理委員会書記長補佐	松崎剛

速報版・未校正

情報管理課長	岩崎弘宜
藤代総合窓口課長	田村牧子
市民協働課長	海老原　充
政策推進課長	髙中　誠
魅力とりで発信課長	数藤弘人
文化芸術課長	飯山貴与子
財政課長	谷池公治
管財課長	丸山　博
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	笠井博貴
生涯学習課長	塚本豊康
スポーツ振興課長	大隅正勝
監査委員事務局長	鈴木正美
総務課副参事 選挙管理委員会主任書記	土谷靖孝
管財課副参事	渡辺光明
デジタル化推進室長	松崎昌也
市民協働課長補佐	加藤美谷子
政策推進課長補佐	平野菜穂子
魅力とりで発信課長補佐	成島　寿
魅力とりで発信課長補佐	星　芳宏
文化芸術課長補佐	矢部晃一朗
財政課長補佐	鈴木健太
納税課長補佐	細井大悟
教育総務課長補佐	文随正和
保健給食課長補佐	横島信吾

速報版・未校正

	教育総合支援センター課長補佐	唐 口 薫
	埋蔵文化財センター長	本 橋 弘 美
	スポーツ振興課長補佐	野 口 勝 彦
○ 職務のため出席した者	議会事務局長	前 野 拓
	議会事務局係長	永 井 宏 幸
	議会事務局主事	柴 哲次郎

○ その他の出席者　なし

○ 付託事件

議案第５６号	取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第５８号	茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
議案第６０号	令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）（所管事項）
認定第７号	令和５年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
請願第３号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○調査事件　所管事務調査（令和６年度第１回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○鈴木委員長　ただいまの出席委員数８名。定足数に達しておりますので会議は成立します。

ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また配信は、通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから２種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブックスに登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、１議題につき質疑のみで５分間です。質疑時間残り１分でベルを１回、質疑時間終了でベルを２回鳴らしますので御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の

速報版・未校正

後、発言するようお願いします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言をお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますよう、お願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただきますよう、そして真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第56号、取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題といたします。議案第56号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第56号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〇鈴木委員長　賛成多数です。よって、議案第56号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小堤委員。

〇小堤委員　皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。私はこの56号について幾つか質疑させていただきたいと思います。まず第一に、今までのこの債務負担行為とこの条例――長期継続契約、これの違いについてお願いいたします。

〇鈴木委員長　丸山課長。

〇丸山管財課長　管財課、丸山です。お答えいたします。地方自治体の予算は、地方自治法の会計年度独立の原則に基づきまして単年度主義が原則となっており、その年度の予算は当該年度中に執行して完結するということと定められております。そのため、市が複数年度にまたがる契約を行うために、地方自治法では債務負担行為や長期継続契約といった単年度主義の例外規定を設けております。この債務負担行為と長期継続契約の違いについて、どちらも市が複数年契約を結ぶための手続という点では、ほぼ同じ性質の手続となります。異なる点になりましては、債務負担行為は予算の一部であることから議決を要するのに対し、長期継続契約はあらかじめ法や条例で定められた項目に係る契約であれば、契約締結その手続に議決を要しないという点がございます。ただし、契約にかかる必要経費につきましては、毎年度当初予算において予算措置を行い、議決を要するものでございます。以上でございます。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　分かりました。ありがとうございます。それで、この予算の議決を要する・要しないというところもあるわけですけれども。今この期に及んで、この長期継続契約にするメリットというのは、どういうところにあるんでしょうか。

〇鈴木委員長　丸山課長。

〇丸山管財課長　お答えいたします。それでは市のメリットとしましてと事業者のメリッ

速報版・未校正

ト、この２種類について御説明をいたします。まず市のメリットでございますけれども、複数年度にわたる契約を締結することにより、市と契約相手である事業者双方の事務的な負担軽減を図れることや、事業者の習熟度の高まりやノウハウの蓄積により、より質の高い市民サービスが可能となります。また、単年度契約から複数年度契約への移行による経費の削減が期待されます。次に、業者側のメリットといたしましても、単年度契約から複数年契約に移行した場合に、事業者の契約事務に係る事務負担の軽減や雇用の安定につながると考えます。また、事業者は複数年度利益を確保できるようになり、設備投資や資金繰り等をより計画的に実施できることが可能となります。以上でございます。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　分かりました。市にとっても事業者にとっても、両方いろいろメリットが――ウィン・ウィンの関係ではないですけれども、そういうところがあるということで――ということですけれど、じゃあ全部が全部この債務負担行為が長期継続契約に移行してしまうんではなくて、残るものもあるんでしょうか。この辺をお願いいたします。

〇鈴木委員長　渡辺副参事。

〇渡辺管財課副参事　管財課、渡辺です。よろしくお願いします。引き続き債務負担行為を設定するものとしては、臨時的な事業、政策的な事業の契約、ほかに指定管理など指定管理の協定を締結しているもの、あと公債費に準ずる支出に該当するものについては、引き続き債務負担行為を設定することとしております。以上です。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　分かりました。ありがとうございます。以上です。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　おはようございます。本田和成です。よろしくお願いします。ちょっと小堤委員と重なる部分あるかもしれませんけども、この長期継続契約の契約についてですけども、この地方自治法の改正が平成16年だったと思うんですね。で、20年ほどたってるんですけども、この時期――今年これを改正するという経緯、もしあればお伺いいたします。

〇鈴木委員長　丸山課長。

〇丸山管財課長　お答えいたします。近年の物価の高騰や人件費の高騰により、過去に債務負担行為を設定して契約した案件で、契約変更が必要となるケースがありました。しかし、債務負担行為に基づいて契約した場合、債務負担行為設定年度しか契約行為を行うことができないために、物価や人件費の高騰による増額分を新たに債務負担を設定し別契約としなければならず、事務的な手続が複雑になるという現状がございます。さらに、新たに設定する債務負担行為の議決後でないと変更契約ができず、それまでの期間は旧単価での契約となってしまうことから、事業者の負担となってしまいます。今回導入する長期継続契約は、歳出予算の範囲内であれば変更契約ができることや、単価の改定後すぐに変更契約を行えることから、市だけではなく事業者の軽減にもつながると思い、この制度導入に至りました。以上です。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　詳しくありがとうございます。続きまして、契約期間というのは、どのくら

速報版・未校正

い考えているんでしょうか。
○鈴木委員長　丸山課長。
○丸山管財課長　お答えいたします。規則で定めています【「定めています」を「定める予定の」に発言訂正】期間でございますけれども、まず期間につきましては――失礼いたしました。契約の期間は５年以内とします。ただし、商習慣上５年を超えることが相当と認められた場合には、その期間として契約を締結いたします。
○鈴木委員長　本田委員。
○本田委員　どうもありがとうございます。最後に、今回のこの条例改定に当たって、見える化というんですか、経費とか契約期間とか、それぞれそういったものというのは可視化できるようになるんでしょうか。この部分についてお伺いいたします。
○鈴木委員長　田中部長。
○田中財政部長　毎年、予算を議決いただく３月の時期に、予算説明書というのを毎年作成してます。もちろん債務負担行為は債務負担行為で掲載しますけれども、その長期継続契約に当たる――該当する事業も、附属資料として説明書の中には掲載しようというふうに考えております。
○鈴木委員長　本田委員。
○本田委員　どうもありがとうございました。以上で終わります。
○鈴木委員長　よろしいですか。
　丸山課長。
○丸山管財課長　すみません。先ほど本田委員の御質疑の中で、期間の私、答弁をいたしました。「定めるものです」というふうにお答えしたんですけれども、まだ定めていないので――まだ定めておりませんので、「予定です」ということで訂正させてください。
○鈴木委員長　訂正を認めます。ほかにありませんか。――なければ、私が委員としてちょっと質疑したいので、副委員長と議事進行を交代いたします。
　長塚副委員長、委員長席に着席をお願いします。

〔鈴木委員長から長塚副委員長に議事進行を交代〕

○長塚副委員長　委員長と交代しました。
　鈴木委員。
○鈴木委員　今回、長期継続契約を導入するということに当たって、今までは債務負担行為で対応されていたと思うんですけども。たしか令和５年度の債務負担行為が 29 億円ぐらいになっていたかと思うんですけども、これは今後、長期継続契約を導入することによって割合は大分こう――債務負担行為の割合、比重というのは、どのぐらい下がるというふうに見ているかちょっと確認したいと思います。
○長塚副委員長　田中部長。
○田中財政部長　それではお答えいたします。これまで債務負担行為の件数で申し上げますと、400 件強の債務負担行為の設定をこれまでお願いしてました。これを長期継続契約に移行することによって、30 件強に減るのではないかというふうに考えております。
○長塚副委員長　鈴木委員。

速報版・未校正

○鈴木委員　そうしますと、かなり今度、長期継続契約のほうに移行していくという認識だろうと思うんですけども。例えば、これはあれですよね、議会の承認を得ないで執行部が単独でできるという理解だと思うんですけども、予算措置というのは当然、各年度の歳出に予算計上されると思うんですけども。基本的には長期契約をした後に当初予算とか、あるいは補正予算に予算計上されるという認識でよろしいんでしょうか。

○長塚副委員長　谷池課長。

○谷池財政課長　財政課、谷池です。お答えさせていただきます。おっしゃいますとおり、この条例を適用させた場合には、債務負担行為として事前の、年度をまたいでいいという議決をいただくことなく、先に契約だけはできます。ただ、実際には物品のリースにしろ業務委託にしろ、その給付を受ける前には歳出予算が確保されてなければいけませんので、先に――実際にその給付を受ける前には歳出予算の議決をいただくという流れになります。以上です。

○長塚副委員長　鈴木委員。

○鈴木委員　ありがとうございます。それと、さっき例えば、年度途中に有利な契約があったということで、先に予算計上しておいて――例えば当初予算とか補正予算で予算措置をして、後に契約するというようなパターンというのも考えられるんでしょうか。

○長塚副委員長　谷池課長。

○谷池財政課長　お答えさせていただきます。先に契約――年度をまたぐ契約であれば、確かにおっしゃるとおり、先に予算を――補正予算で措置した上で年度をまたぐという場合もございます。

○長塚副委員長　鈴木委員。

○鈴木委員　ありがとうございました。以上です。

○長塚副委員長　そのほかありませんか。――なしと認めます。

　鈴木委員長と議事進行を交代します。

〔長塚副委員長から鈴木委員長に議事進行を交代〕

○鈴木委員長　それでは、質疑なしと認めます。以上で、議案第 56 号の質疑を打ち切ります。

　続いて、議案第 58 号、茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議についてを議題といたします。議案第 58 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

　お諮りいたします。議案第 58 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　賛成多数です。よって、議案第 58 号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

　小堤委員。

○小堤委員　それでは、58 号についても幾つか質疑させていただきます。まず初めに、

速報版・未校正

この茨城租税債権管理機構という機構は――税の関係で幾つかいろんな機構があると思うんですけども、改めてこの茨城租税債権管理機構についてお伺いいたします。

○鈴木委員長　飯竹次長。

○飯竹財政部次長　納税課、飯竹です。お答えさせていただきます。茨城租税管理債権機構は県内44市町村をもって組織しておりまして、茨城県が支援している一部事務組合で、平成13年４月に設立されました。茨城租税債権管理機構では、市町村から高額滞納事案や複雑困難事案等を引き受け、より高度で専門的な見地から滞納整理を実施しております。市町村から移管を受けた高額滞納事案等の滞納整理と、多様な滞納事案に対応できる市町村の職員を養成するための実務研修など、こちら２つの柱として運営しております。そういった税の徴収に特化した専門性の高い組織となっております。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　ありがとうございました。そういった機構で働いているということですけれども、今回のこの森林環境税及び森林環境譲与税に関して、第３条のところの文言で、地方税の後に「及び国税」――この「及び国税」という文言だけで今回の改正というのは、これいいんでしょうか。ほかにはどこかあるんでしょうか。

○鈴木委員長　飯竹次長。

○飯竹財政部次長　お答えいたします。本議案の58号につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、令和６年度から国税である森林環境税について、市町村が個人住民税均等割と合わせて賦課徴収することとなっております。これに伴いまして、茨城租税債権管理機構規約第３条において定める機構が共同処理する事務に、国税である森林環境税の滞納処分を加えるための規約改正となりますので、他の規約条項に影響がないことから、第３条のみの改正となります。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　ありがとうございました。この森林環境税及び森林環境譲与税というのは、住民税の均等割に1,000円上乗せして徴収するということで、国が徴収して、そして国が各自治体にそれを分け与え譲与すると、そういう仕組みだということが分かったんですが、では、その令和６年度になる前の令和５年度まであった復興税――復興税というのは、たしか住民税に乗せていたと思うんですけれども均等割、それはどうだったんですか、国ではなかったということなんでしょうか。

○鈴木委員長　細井補佐。

○細井納税課長補佐　納税課、細井です。小堤委員の御質疑にお答え申し上げます。委員ご指摘のとおり、平成26年度から令和５年度までは、いわゆる復興税として個人住民税の均等割額を年額1,000円引き上げておりました。この税は、東日本大震災からの復興を目的とした地方公共団体が実施する施策に要する費用の財源確保のためのもので、国税ではなくて地方税として市が賦課徴収していたものでございます。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　分かりました。なんか私はてっきり国税だとばっかり思ってたので、ここでなぜ３条に「国税」という文言が入ってくるのかなというふうに疑問を持ったわけですけ

速報版・未校正

れども、復興税は地方税だったということで勉強になりました。ありがとうございました。以上です。

○鈴木委員長　ほかにありませんか。――質疑なしと認めます。以上で議案第 58 号の質疑を打ち切ります。

　続いて、議案第 60 号、令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

　お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

　これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員１名から通告がありました。それでは通告順に従い質疑を行います。

　小堤委員。

○小堤委員　それでは、補正予算（第６号）の質疑をさせていただきます。藤代庁舎の管理に要する経費、756 万円が計上されています。その中で２点あるんですけれども、まず１点目として、非常警報設備改修工事というのは 261 万円です――これ補正予算書の 11 ページです。この藤代庁舎の非常警報設備が一部鳴動しないということなんですが、それはどこなんでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　藤代総合窓口課、田村です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。一部鳴動しない場所ですが、藤代庁舎の１階の部分のみとなっております。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　その１階の部分の鳴動をしないというのは、どんな状況なんでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。まず非常警報設備の設置場所ですが、親機が庁舎の２階に設置されておりまして、子機が１階の守衛室内に設置されております。この子機の内部不良により、非常放送時に庁舎の１階部分のみが鳴動しないということが、点検の際に確認されています。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　消防用設備等の点検、定期的に行われると思うんですけども、そこで判明したと。では、鳴動しないがために代替措置というんですか、そういうのは何か策を取っているのでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。藤代庁舎のエントランスは１階から３階まで大きく吹き抜けになっておりまして、他の階で放送された内容は１階にも聞こえており

速報版・未校正

ます。完全に聞こえないということにはならない状況となっております。また、通常時に館内放送を行うための通常放送の機能がありますが、こちらはふだんから使用しておりますので、通常放送で対応することも可能です。非常ベル発報につきましては、火災報知機による非常ベルがありますので、非常時の警報は全体に知らせることができると考えております。さらにサイレンつきのハンドメガホンを備えておりますので、メガホンも使用して呼びかけを行ってまいります。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　ありがとうございました。それが一部鳴らなかったとしても、吹き抜けであったり館内放送のほうの設備が使えるということなので、間隙をつくらないようにして、そして素早く――不特定多数の人が来るわけですから、その辺のところは、職員の皆さんに避難誘導させるということをきちんと徹底して周知させておいてください。

　では次にもう一つ、点検で不備が出たということで屋内消火栓設備、これ改修が 495 万円かかるそうですけれども、これは屋内消火栓の呼水槽が一部水漏れしてるというんですけれども、そうすると屋内消火栓は使えないんでしょうか。この辺、起動状況はどうでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。ここ数年におきましては、火災等による起動はありません。毎年の消防設備点検時にポンプを起動して放水試験を実施することとしていますが、ポンプにさびが発生しておりますので、令和４年度以降の放水試験は実施していない状況となっております。現在の状況になりますが、呼水槽というのは、消火栓を起動した際に地下の防火水槽から水をくみ上げる呼び水としての水をためておく水槽になりますが、水槽全体にさびが発生しているという状況になります。特に上のほうのさびが進行しておりまして、今年の６月下旬に、上のほうにあるさびの部分から少量の水漏れが発生いたしました。現在は水漏れは止まっておりまして、水位は少し下がった状態ではありますが、消火栓を使用するための水位は保てているということを確認しております。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　さびがいっぱい発生して、そして漏水してたということですけど、実際それ、屋内消火栓、使えるんでしょうか、どうなんですか、その辺。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。実際のところ、ここ数年、起動の検査をしており――放水の検査をしておりませんので、使ってみないと分からないというところはありますが、点検業者のほうからは、使えることは確認を取らせていただいております。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員

○小堤委員　業者が使えるというんであれば、それは信用するしかないのかもしれないけど、一度、これ、放水試験やってみたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。いざというときに使えないというんじゃ困るわけですので。その屋内消火栓を使うの

速報版・未校正

というのは、自衛消防隊――藤代庁舎にあると思うんですけど、その人たちへはどういうふうに伝達してるんでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。まず、藤代庁舎の自衛消防組織についてですが、藤代庁舎内にあります教育委員会などの各課と社会福祉協議会及び子育て支援センターの職員により22名で組織しております。改修工事中は屋内消火栓が使用できないことになりますので、改修の日程が決まり次第、事前に庁内メールや文書にて伝達を行ってまいります。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　今はちょっと代替的なことを言われましたけど、そういう意味での代替措置というのは、どういうふうに徹底するのでしょうか。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。改修中に火事が発生してしまった場合には、消火器や水バケツによる初期消火を行うとともに、迅速に消防への通報を行うということで対応したいと思います。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　ちなみに、自衛消防隊の訓練というのはやってますでしょうか。参考までですが。

○鈴木委員長　田村課長。

○田村藤代総合窓口課長　お答えいたします。消防訓練については年２回実施しております。昨年度までは、コロナの感染対策により集合による訓練を実施しておりませんでしたが、今年は７月と２月に集合しての訓練を予定しております。７月24日に実施した訓練におきましては、屋内消火栓からの放水訓練も検討していたところなんですが、ポンプへのさびが発生しているという状況もありましたので、こちらは断念しまして、消火器による消火訓練を行いました。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　やっぱり訓練やっておくのは、いざというときに大切なことだと思いますので定期的に、これ消防計画に定められていると思いますので、これは実施していかなければいけないというふうに思います。と同時に、その屋内消火栓が使えるというのであれば、ぜひ１回使って、それで本当にやってみたら使えなかったといったら、またそこは改修していかなくちゃいけないと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。以上です。

○鈴木委員長　これで、通告された質疑が終わりました。

　ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　なしと認めます。

　これで、議案第60号、令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

速報版・未校正

続いて、認定第７号、令和５年度取手市地方公平委員会特別会計決算認定についてを議題といたします。認定第７号につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。認定第７号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　賛成多数です。よって、認定第７号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　質疑なしと認めます。以上で、認定第７号の質疑を打ち切ります。

続いて総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで５分とされています。

質疑は通告順に行います。質疑通告は、長塚副委員長、佐野委員、小堤委員、落合委員、本田委員の５名から通告がありました。

最初に、長塚副委員長。

○長塚委員　長塚です。よろしくお願いします。まず１つ目、行政経営改革プラン 2025 について、今年度策定する行政経営改革 2025 の方針について伺います。

○鈴木委員長　髙中課長。

○髙中政策推進課長　政策推進課の髙中と申します。よろしくお願いします。お答えいたします。とりで行政経営改革プラン 2025 は、「持続可能な自治体経営」を達成することを目的に、限られた財源や人材を有効に活用し、健全な財政状況を維持しつつ、社会構造の変化や不測の事態に柔軟に対応するためのものとして策定するものです。策定方針といたしましては、これまでは主に行政の簡素化・効率化といった量的な削減に重点を置いてきましたが、こういった量的な削減は一定程度効果を得たということがございまして、今度は行政サービスの質的な向上に重点をシフトして策定することとしております。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　ありがとうございます。その質の向上に向けて、どういった取組をされていく予定なのでしょうか。

○鈴木委員長　平野補佐。

○平野政策推進課長補佐　政策推進課の平野でございます。お答えいたします。先ほど課長から申し上げたとおり、質の向上というものに重点をシフトして策定する今回の行政経営改革プラン 2025 でございますが、項目のテーマ、「本市の人口」「財政」「職員」の状況の分析結果を踏まえ、「行政サービスの向上・効率化」「歳入の確保」「人材の確保・育成」の３つとしておりますが、そのうちの目玉となるものは、デジタル技術等の活用による窓口サービスの向上や業務の効率化であると考えています。書かない窓口や行かない市役所の実現に向け、行政経営改革プラン 2025 の計画期間内に新たなデジタル技術の導入検討、実装を進めていくとともに、行政サービスのデジタル化の進展に取り残され

速報版・未校正

る方がいないように、市民の皆様へのデジタル活用支援も同時並行で進めてまいりたいと思っています。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　デジタル化メインでプランを策定していくということで理解いたしました。

次に２つ目の質疑、職場環境の整備についてです。こちらは一般質問でも取り上げたんですが、掘り下げて伺います。まず、フリーアドレスの認識と課題解決案の有無ということで、まず１つ目、フリーアドレスの認識について伺います。

○鈴木委員長　髙中課長。

○髙中政策推進課長　政策推進課の髙中です。お答えいたします。フリーアドレスの認識といたしましては、まずメリットとしましては、コミュニケーションの活性化につながっていくということがございます。私たちの職場においても上下左右、そういったものが風通しのよい職場になっていくのかなと思っております。一方、市民の方々がやはり来るという職場でございますので、何々課の誰々に会いたいというときに、フリーアドレスですと、どこに行っているか分からないということがありますので、そういった課題もあるかなという認識をしております。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　では次に、その課題解決案の有無、あった場合については教えてください、なければないで教えてください。

○鈴木委員長　平野補佐。

○平野政策推進課長補佐　お答えいたします。課題解決につきまして、内部でも検討した経緯がございます。まず、民間の企業であれば、それぞれの座っている場所の表示がシステムで見られたりといった取組を行っている事例もあるというふうに存じ上げております。例えば、こういったものは市民の来庁者の少ない内部の社用には分かりやすいといった形では有効なツールであって、一部の部署では有効なのかなというふうに考えております。一方で、課長が申し上げましたとおり、複数回同じ職員を探して来庁される方もいらっしゃる、そういった場合のメリットというのも配慮を要する必要がある、これが取手の現状でございまして、そういった様々な課題とバランスを取りながら判断していく必要があるかなと考えております。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　まず、来庁者が訪ねて来たときに職員がどこにいるか分からない、これは来庁者が訪ねて来ないような部署には導入が可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長　髙中課長。

○髙中政策推進課長　政策推進課、髙中です。お答えいたします。なかなか――窓口の市民課ですとか国保ですとか、そういったとこはたくさんのお客様が来る一方で、おっしゃるとおり少ない来客者の部署もございます。ただ少ないとはいえ、やはり市役所どこの部署もお客さんが来ないという部署はございませんので、そういったところで、どうしても我々職員の職場環境ということで御質疑いただいてますけれども、やはり第一は市民サービスということでございますので、市民の方が迷わないような市役所にしていきたいとい

速報版・未校正

うのは、課題としてはございます。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　もう一つ、以前答弁されていたときに、内線がかかってきたときにいないということも挙げられていたんですが、業務用携帯ですとか、こういったところも個人のスマホになっていくんではないかと。そもそもフリーアドレス自体が、線もつながれずに自分のパソコンで社用携帯でということを意味していると思うので、そういうふうな流れだと思うんですが、いかがでしょうか。
○鈴木委員長　髙中課長。
○髙中政策推進課長　お答えいたします。今のところ、固定電話の内線というのが市役所で主流になっておりまして、災害時に部長級で携帯を持っているという場合もございますけれども、非常に例外的なものですので。民間企業ですと１人１台スマホを持っていたりというのもございますけれども、やはり市民の皆様が問合せするときに、個人の携帯——職員の個人の番号一人一人付与されているわけではございませんので、もうちょっと先の課題になってくるかなと思っております。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　先ほど市民サービスの観点からお話しされていたんですけど、現在は数人で１つの内線番号共有されているということだったと思います。そもそも電話の取次ぎも非効率だと考えまして、お待たせするという意味では、市民サービスについてはちょっと疑問が生じるんですけど、その点はいかがでしょうか。
○鈴木委員長　平野補佐。
○平野政策推進課長補佐　お答えいたします。１つの業務で——１つのグループで複数人で内線を共有しているということでございますが、こちらは業務の全体を整理した上で、まとまった業務ごとの内線を設定して共有している——業務を共有しているということでございまして、机の配置というのも、それを前提に配置されているものです。ですので、むしろ今のように固定された環境のほうが業務として——取手市の現状として、業務を回しやすいというのは現状でございます。ただ、窓口課を見ておりますと、業務の繁忙さというのが個人個人によって差が出てまいります。今日はちょっと集中をしたいなというときに、カウンターの近くで来庁者が多い席に座っている職員が、奥の職員と交代して窓口を代わってもらったり、業務に集中して取り組んでいただくという、その課その課ごとでできる——ある意味フリーアドレスの取組をしている状況も見ているところです。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　その取次ぎについてなんですけど、まず電話交換手の方が取られ、課に電話をかけて、その業務を——職員の方が業務を止めて、いるかいないか確認してという——その作業も効率とは言えないと思うんですが、いかがでしょうか。
○鈴木委員長　平野補佐。
○平野政策推進課長補佐　業務のスケジュール感というのは、電話を交換していただいている担当の職員には都度連絡をしておりまして、その内線番号というのを交換手ともグループで共有をしている状況でございます。それによって効率がよいなと感じた経験は持っ

速報版・未校正

ているところです。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　庁内で職員同士で在席状況が分かるというのは把握しています。市民サービスを考えたとき――取次ぎとか、お待たせするということを考えると、電話交換手の方にもそれを共有すれば、よりスムーズで効率的な取次ぎが可能かと思いますが、いかがでしょうか。
○鈴木委員長　平野補佐。
○平野政策推進課長補佐　先ほど申し上げましたとおり、電話交換手の方とも共有しているところでございます。【発言取消箇所】
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　では、フリーアドレスについては、もう１点ありまして。先ほど内線のお話をされたかと思います。とは言っても、業務で外に出たりとか庁内でどこにいるかというのを――在席していないときを確認する場合はどうされているんでしょうか。
○鈴木委員長　髙中課長。
○髙中政策推進課長　例えば、市民の方から担当に電話がかかってきた場合に、まず内線でいきますけれども、いない場合は大変申し訳ないんですけれども、今外に出ておりますですとか、そういう御説明をさせていただいた上で、折り返し電話などさせていただいている状況です。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　そういった状況、分かりました。
　では、次の質疑です。もう一点、一般質問でも庁内ＢＧＭを導入した自治体の効果検証ということをお示ししました。この効果検証・費用対効果については、どうお考えになりますでしょうか。
○鈴木委員長　髙中課長。
○髙中政策推進課長　費用対効果ということで、それぞれコストがかかる、または効果があるというところの検証かと思うんですけれども、その前に、一般質問のときもあったんですけれども、そもそも、いらっしゃる方々で音楽というもの――ＢＧＭに対して、いろんな捉え方をする方がいらっしゃるということもあります。また、庁舎もなかなか古いものでございますから、ＣＤを流すそもそもの設備がないということもございますので、そういったところも踏まえて、今後の研究になるかなと考えております。
○鈴木委員長　長塚副委員長。
○長塚委員　まず１点目の、捉え方はいろいろあるということだったんですけど。泉大津市では83％の継続意向というのがありまして、それに対してはどうお考えでしょうか。
○鈴木委員長　髙中課長。
○髙中政策推進課長　なかなか高いパーセンテージの方が評価していただいているということですけれども、裏を返せば、逆にその17％の人については逆の考えを持ってるということもございますので、そこも繰り返しになってしまうんですけれども、いろいろな捉え方があるということで。やはり私ども市民サービス第一ということで、来られる方が一

速報版・未校正

人でも不快にならないような環境であってほしいというところもありますので、こちらも、どういった場面でどういったことができるのか。いらっしゃる方が快適に手続をどうやったらできるのか。ＢＧＭだけではなく、そういった窓口サービス全般についても、今後検討していきたいということは考えております。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　ではもう一点、設備機器についてなんですけど、ＣＤプレーヤーと連結できないということについては、事前にちょっと伺っています。本庁舎も藤代庁舎も設備が古いということで、自動音声機能――繰り返す機能もないというのも把握してます。

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○長塚委員　では、どれくらいの費用を見込まれているのでしょうか。

○鈴木委員長　高中課長。

○高中政策推進課長　具体的な積算はしていないんですけれども、やはり、もしつけるとすれば庁舎の建て替えのときになるかな、そのときに改めて積算するものかなと考えております。

○鈴木委員長　長塚副委員長、あと56秒です。

○長塚委員　最後にもう一点。先日の答弁の中でＢＧＭに関して、聴覚に障がいのある方の件もお話しされてました。現在、本市には音声テックと協定して備わっているディスプレーがあるかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長　高中課長。

○高中政策推進課長　おっしゃるとおり、そういった補助的に手続がしやすいようなこともございますので、それも含めて音楽をどう感じるか、また窓口サービス、どういった手続――快適性だけではなくて、きちんと手続を済ませるにはどうしたらいいか、そういったことも含めて、総合的に窓口サービスというのは考えていかなければいけないというふうに考えております。

○鈴木委員長　長塚副委員長。

○長塚委員　フリーアドレス・ＢＧＭの導入をちょっと置いといて、先日の答弁の中で、いろいろ大変疑問に生じたことがあったので、ちょっと今回質疑をさせていただきました。これで２点についての質疑は以上です。

　最後に、デジタル技術の活用についてです。市民サービス向上への取組ということで、今回、補正予算で母子健康手帳アプリ、子育て世代向けに大変喜ばれる取組かと思うんですが、もっと幅広く市民の皆様が恩恵を受けられるような取組はありますでしょうか。

○鈴木委員長　吉田部長。

○吉田総務部長　ご答弁申し上げます。第五次取手市情報化計画で定めます４つの目標のうちの一つに、「デジタル技術の便利さを実感できる行政サービスの推進」が掲げられております。「各種申請等のオンライン化を積極的に推進し、市役所に行かなくても、時間と場所を問わずオンラインで行政手続が簡単にできる環境を整備する」とあります。そうした中で、７月２日に開催しました市の情報化推進委員会におきまして、委員長であります副市長のほうから改めて、来庁せずにスマホなどで申請や予約が全庁的に展開できるよ

速報版・未校正

う、各種企業等で開発しておりますシステムの調査研究と展開の指示がございました。今まさに調査研究を行っているところでございますので、具体的な進行状況等については担当課長から答弁させていただきます。
○鈴木委員長　岩崎課長。
○岩崎情報管理課長　情報管理課、岩崎です。現在、吉田部長からありましたとおりなんですけれども、デジタルでの申請のツール、アプリケーションというのは様々ございますので、その費用対効果や、これまで御答弁いたしましてるとおり、来年５月のシステム標準化、こちらを見据えつつ、有利な補助金の情報だったり他自治体の取組だったり、こうした情報に関して、アンテナを高くして調査をしているというのが現状でございます。以上でございます。
○鈴木委員長　あと、長塚副委員長、５秒です。
○長塚委員　分かりました。よろしくお願いします。以上です。
○鈴木委員長　続いて、佐野委員。
○佐野委員　佐野です。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、ユニバーサルデザインについてを質疑させていただきたいと思います。今、至るところでこの考え方が取り入れられています。より多くの人に利用しやすい製品や環境サービス・情報を提供するという考え方なんですが、そこで質疑としましては、今回、広報とりでの取組、この中で私お聞きしたいところでは、広報とりでのコンセプトの中に、カラーユニバーサルデザインへの配慮という部分がございます。ここについてお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。
○鈴木委員長　数藤課長。
○数藤魅力とりで発信課長　魅力とりで発信課の数藤です。お願いいたします。質疑にお答えいたします。カラーユニバーサルデザインに準じた取組ということで、広報とりでのほうにおきましては、多様な色覚に配慮した文字と背景色のコントラストの強調や、色覚の弱い方が混同しないような配色・組合せなどを使用しているような取組を実践しております。
○鈴木委員長　佐野委員。
○佐野委員　分かりました。そもそもカラーユニバーサルデザインなんですけども、今世の中ではほとんどのものがカラーで構成されている表現が使われています。しかし、まだ色の見えにくい方――見え方に関しては、色の見えにくい方などの個人差があって、人によっては一部の色の組合せが区別しにくくて、不便を感じるケースもあります。こうしたことから、多くの方が等しく情報を認識できる配色を用いたデザインが、今、非常に求められていて、鉄道の路線ですとか、公共のサービス、気象情報などが非常に重要だと思っています。この広報とりでに関しては、私すごく色合いの――色の使い方がすごく非常に好きでして、何というんですか、他市さんとかで――別に苦言ではないんですけども、すごく派手な配色をされている広報紙も数多くある中で、割と控え目のデザインで取り組んでいらっしゃるというか作成していらっしゃる。コンセプトの中にも、フォントも――字のフォントなどもユニバーサルデザインフォントを使用するということで、行間や余白を

速報版・未校正

広く取って、全体的にゆとりを持った構成にしているという、これ非常に私、いいなというふうに思ってるんですけども。今後この広報とりで、今まだ完璧なカラーユニバーサルデザインなのかどうかというところでは、ちょっとまだ改善の余地があるのか、ここもちょっとお聞きしたいんですけども。

○鈴木委員長　数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長　御質疑にお答えいたします。広報の見やすい取組というのは、やはり今後も取組は続けていくことが必要だと思っておりますけれども、現在、この広報のほうにおきましても、広報担当者のほうで毎年研修に参加してございまして、例えば日本広報協会や茨城県広報研究会のほうで最新の情報を入手するとともに、様々な研修を受講することによって、職員の広報作成能力の向上を図っているというような取組を進めているとこでございます。

○鈴木委員長　佐野委員。

○佐野委員　ありがとうございます。これに関しては、毎年やはりアップデートしていくというか、色の構成ですとかこのユニバーサルデザイン、アップデートしながら、よりよい紙面を作成していただきたいと思います。ありがとうございます。この質疑は以上です。

　続きまして、ハザードマップについてです。こちらもユニバーサルデザインからの観点で質疑させていただきたいんですけれども、ハザードマップ、皆さん御存じのように、こういった取手市の防災マップの紙面のほかに、ウェブでもハザードマップということで掲載されておりますが、そのハザードマップの色の使い方、これについては、やはり先ほど言いましたように、色の見え方が不自由な方、この方への配慮というものが必要かと思いますが、その辺についてお聞きいたします。

○鈴木委員長　立野次長。

○立野総務部次長　安全安心対策課、立野でございます。お答え申し上げます。現在、皆様に配布してございます総合防災マップにおける各河川の洪水ハザードマップにつきましては、ユニバーサルデザインを取り入れた色合いを実施しているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長　佐野委員。

○佐野委員　ありがとうございます。取り入れていただいてるということで、非常に安心いたしました。やっぱりこちらも、人の色の見え方というのはワンパターンではなく、いろいろな見え方というものが存在しているようですので、この色の見え方が不自由な方々に対して、やはりアップデートしていっていただいて。ハザードマップって、私でもやはりちょっと色の度合いが分かりづらいなというようなことが多々思っているところもあります。ですので、より見やすく分かりやすいハザードマップの作成、これは継続して向上していただきたいというところで……

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○佐野委員　（続）この質疑を終わらせていただきます。

　続きまして、包括的性教育についてです。男女共同参画からの捉え方と取組について、お聞きいたします。

速報版・未校正

〇鈴木委員長　海老原課長。

〇海老原市民協働課長　市民協働課、海老原でございます。よろしくお願いいたします。佐野委員の御質疑にお答えさせてもらいます。どのように捉えるかということですが、包括的性教育を通じて、ジェンダーに関する偏見や無意識の思い込みを解消し、男女が互いに尊重し合う文化を育むことが可能となることから、ジェンダー平等等を推進するための重要な基盤であると捉えております。また、どのような取組状況かということでございますが、現在、取手市のほうで第４次取手市男女共同参画計画の中で、主要課題の一つとしまして、様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援を掲げております。多様な性の在り方や、多様な生き方を認め合う社会づくりを取り上げておりますが、包括的な性教育については具体的には明記しておりません。以上です。

〇鈴木委員長　佐野委員。

〇佐野委員　ありがとうございます。今年４月は若年層の性暴力の被害予防月間ということで、取手市もホームページのほうに掲載していたことも存じております。一般質問の中でちょっと私、取り上げられなかった人権についてということ、持続可能な開発目標のＳＤＧｓ（エスディージーズ）の目標にも明記されていますが、この辺についてのお考えをお聞きしたいんですけれども。

〇鈴木委員長　海老原課長。

〇海老原市民協働課長　お答えいたします。国の第５次男女共同参画基本計画の中でも、第７分野で生涯を通じた健康支援の冒頭で、基本的認識としまして、「男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提である」とされております。このことからも、包括的性教育については、人権を土台として考えるべきテーマであるということは認識しております。以上となります。

〇鈴木委員長　佐野委員、あと 21 秒です。

〇佐野委員　分かりました。ぜひこの包括的性教育については、今後、全市で取り組むべきことだと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇鈴木委員長　続いて、小堤委員。

〇小堤委員　よろしくお願いいたします。私は内部公益通報についてということで。昨今、取り沙汰されて報道とかで――ちょっと前は鹿児島県警本部でありまして、これが公益通報になるのかならないのか、今は兵庫県知事の問題で毎日のようにニュースに出てますけれども。これらについて、取手市ではどうなのかということで――まあないだろうという私は前提で言いたいところですけれども、この内部の公益通報の有無と、もしあったときにはその件数を、過去の時点からでお願いいたします。

〇鈴木委員長　軽部次長。

〇軽部総務部次長　人事課、軽部です。小堤委員の御質疑にお答えをさせていただきます。職員からの公益通報の状況というところにつきましては、取手市職員等からの通報等への対応手続に関する要綱、こちらのほうを定めまして、通報の受皿をつくって法令遵守に努

速報版・未校正

めておりますが、こういった中で、少なくともここ数年において、内部公益通報として扱うことを求める通報の事案はございません。以上です。
○鈴木委員長　小堤委員。
○小堤委員　ありがとうございます。よかったと私は思います。今、課長が言われました取手市職員等からの通報等への対応手続に関する要綱、これを私も見ました。この中の第16条、通報対応の評価及び改善というところがありまして、この通報対応の定期的そして客観的な評価ということと、あと点検、これらはどういうことでしょうか。
○鈴木委員長　軽部次長。
○軽部総務部次長　お答えをさせていただきます。この当該要綱に定めるこの評価及び点検というところなんですが、こちらについてはその運用状況またその取組体制を、その実績に基づいて見直すと、また定期的にそれを点検しながら改善すべきところは改善していくと、その透明化を図るという部分においてと、適正な取組を進めていくというための評価点検という形になります。こちらにつきましては、総務部長であります総括通報等責任者――総務部長がなることになりますが、その体制の下に人事課が実施するということになってまいります。以上です。
○鈴木委員長　小堤委員。
○小堤委員　ありがとうございました。そういった取組のあれがあるということで、十分機能するんだと思うんですけれども。この公益通報、これやはりないにこしたことはないと思うんですけれども、ないということはイコール職場内の風通しがいい環境である、こういうことが大事なのかなというふうに思われるんですけれども。私、去年、おととしですか、令和４年の４定と令和５年の３定のときに、職員の提案に関する規定の活用状況ということで一般質問してます。そのときに執行部のほうからも、それについて取組等を答弁いただいてるんですが、その後どのような形でこの規定は進んでるんでしょうか。
○鈴木委員長　高中課長。
○高中政策推進課長　政策推進課の高中です。お答えいたします。職員の提案改善制度でございますけれども、令和５年度に実際に実施された提案ということで、職員の個人情報を保護するというために、職員が安心して働ける職場環境を創出するため、名札の表記を名字と名前、これまで書いてあったものを名字のみに変更するということをやっております。職員が安心して働ける職場環境を創出する提案が、本制度を利用して発案できまして採用されるということは、職場の風通しをよくするということにつながるとともに、職員の意欲の向上にもつながると考えております。今後も本制度の積極的な周知を行いまして、利用を促進してまいりたいと考えております。
○鈴木委員長　小堤委員。
○小堤委員　ありがとうございました。そういった取組をしていただくというのは大変結構なことだと思います。これからも、いろいろな方からのそういう意見・提案を受け入れやすいような職場環境をつくっていくのも大切なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。
　あと次ですけれども、風通しのいいというのを考えれば、組織というのはどこにでも―

速報版・未校正

―地方自治体以外でも民間でもそうですけども、組織にはやっぱり階級があるわけですね。この階級――職階、これと職階――上意下達ということになるんでしょうけども、それとパワハラ、微妙なところかと思うんですね。こういうことを仕事をしてもらいたいということで伝えるけれども、それが伝え方によってはパワハラになってしまう、これ微妙なところだと思います。受け取り側としてはそうじゃない、パワハラだみたいなふうに思うこともあるかと思うんですよ。この辺のところ、人事課ではどういうふうに捉えているでしょうか。

○鈴木委員長　軽部次長。

○軽部総務部次長　人事課、軽部です。御質疑にお答えをさせていただきます。まず職場におけるパワーハラスメント、この定義というところになりますが、同じ職場で働く者に対して、そして職場内の優位性を背景に、また業務の適正な範囲を超えて、そして精神的・身体的苦痛を与えることを背景とした行為というふうにされております。ハラスメントには、受け手側が気分を害する行為、また不快に感じる行為は全て当てはまるとして、非常に幅広い行為をハラスメントと捉える考え方もありますが、職場におきましては業務上のミスやまたは非効率を防ぐために、上司から部下に対して、また同僚間においても、時には言われる相手方の意に沿わない形で必要な指導を行わなければならないという場合があり、業務上、必要かつ相当な範囲内の指導はハラスメントには当たらないというふうにされております。そう言いながらも、そういった指導の場面においても相手の立場には十分気を配り、また指導時の言葉遣いや口調に配慮して、状況によっては周りに気づかれないよう場所を変えるなど、適切・丁寧な形で伝えることが重要であるというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長　小堤委員。

○小堤委員　ありがとうございました。まさに今、次長が言ったことと同じだと思います。市役所としても市民に対しても、市民の人に対するこの説明性・透明性、こういったものは大事ですし、これは市民に対してだけではなく、職場内・組織内の職員同士でも、上司から部下に対しても、そういう説明性・透明性、こういうものに配慮しながらコミュニケーションを取るってことがハラスメントにならないのかなと思います。このハラスメントがどんどんどんどん募っていけば、これ結局、最後には公益通報になっちゃいますので、そういうことのないようによろしくお願いしたいと思います。

　あと最後に……

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○小堤委員　（続）もう一つ、この人事異動なんですけども、やっぱり職員の希望を聞くということはあると思うんですね。私は今度こういうところで私の能力を発揮したいみたいなところで、いろいろあると思います。この中で年１回の人事異動で、それで組織全体として人事異動を考えるわけですから、必ずしも10人が10人、異動希望がかなうわけではないと思うんですけれども、この辺のところ、職場の風通しのよさを踏まえて考えたときに、年１回じゃなくて年２回やってほしいとか、そういった要望みたいなのはあるんでしょうか。それを踏まえて、人事課としてはどうでしょうか。

速報版・未校正

〇鈴木委員長　軽部次長。
〇軽部総務部次長　お答えをさせていただきます。課によっては４月の定期異動ではなくて、例えば７月とかというようなことを希望している部署も中にはございます。ただ取手市におきましては、当市の人事における定期異動、こういったものにつきましては、毎年４月１日の１回という形で行っております。これは行政運営が４月から翌年３月までの年度単位とされている中で、年度当初に加え、また年度途中での定期異動を通例とした場合、職員個人にとっても、また職場にとっても、業務上での負担が増すことが危惧されるというところに配慮しております。しかしながら、緊急的な組織編成の事情や、また長期療養からの復職などの事情によりまして、年度途中に異動発令が必要となった事例は実際にございます。人事異動につきましては、職員の事情だけではなく異動先の受入れ体制や、また代わりに他の部署から異動となる職員と当該職員の所属部署の状況等、様々な整理が必要となりますが、こういった中で組織・関係部署また関係職員の全てにおいて必要と判断される場合におきましては、年度途中の人事異動も検討の必要があるものというふうには考えております。以上です。
〇鈴木委員長　小堤委員、残り 13 秒です。
〇小堤委員　ありがとうございました。そういう人事でいろいろありますけど、そういうところを図って風通しのよい職場をつくっていただきたいと思います。議員からは人事異動に関しては言うことはありませんので、以上です。それで、公益通報をないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。
〇鈴木委員長　続いて、落合委員。
〇落合委員　落合です。よろしくお願いします。障がいのある方の投票環境、投票実態と現状の課題認識についてです。取手市は今年の１月の市議会議員選挙から、誰もが投票しやすい環境づくりの一環として、投票支援カードとコミュニケーションボードを導入しました。早速、投票の際に支援が必要なお子様と毎回投票されております方から、選挙支援カードを使用してスムーズに投票できたといううれしい連絡をいただきました。今回、この支援カードとコミュニケーションボードを導入した結果、その辺の状況なんかをお聞かせいただければと思います。
〇鈴木委員長　松崎書記長補佐。
〇松崎選挙管理委員会書記長補佐　選挙管理委員会、松崎でございます。よろしくお願いいたします。先ほど落合委員からお話がありましたとおり、令和６年１月の取手市議会議員からコミュニケーションボードまた選挙支援カードといったツールを新たに用意しまして、少しでも利用しやすくなる工夫を始めました。その利用につきましては、期日前投票も含めまして、それぞれ１名程度利用されたということを把握しております。以上でございます。
〇鈴木委員長　落合委員。
〇落合委員　まだ周知のほうが行き届いていないかなというふうにも感じております。今年初めの――年度初めの、とりで障害者協働支援ネットワークの定期総会でも、取手市の投票環境がちょっと前進したんですというようなお話をしたんですが、誰も御存じの方が

速報版・未校正

いらっしゃらなかったものですから。特にこの障がい者への情報提供の方法、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用しやすい取組も、さらに進めていただけたらなと思います。その辺のまた、さらなる取組、どのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

〇鈴木委員長　松崎書記長補佐。

〇松崎選挙管理委員会書記長補佐　お答えいたします。先ほど委員から、周知がやはりなかなかできていなかったのではないかというお話がございました。令和６年１月からの選挙でということで、周知期間もちょっと少なかったというところもあるかと思います。引き続き、こういった取組を丁寧に説明をして、いろんなホームページであったり、そういったもののところでもしっかりと説明をしていくという必要があるかと認識しております。以上でございます。

〇鈴木委員長　落合委員。

〇落合委員　よろしくお願いします。最後に選挙公報や投票所の入場整理券における視覚障がいのある方に対する配慮について、現在の取組をお聞かせいただければと思います。

〇鈴木委員長　土谷主任書記。

〇土谷選挙管理委員会主任書記　選挙管理委員会、土谷です。落合委員の御質疑に御答弁いたします。選挙公報については、国政選挙や県の選挙については、県の選挙管理委員会が選挙公報を作成しております。選挙公報自体が県から届くのとは別に、投票日数日前に選挙公報を読み上げた音声データがＣＤとして届いております。これについては利用希望者があれば音声を聞いていただく、もしくはデータの提供ができるように準備をしておるところでございます。しかし、これまでには利用の実績がなかったと存じております。また市の選挙においては、告示後から投票日まで期日が少ないこともございまして、それらのデータを作成することは今までございませんでした。今後は他市町村の事例等も調査して、どのようにしていくか考えていきたいと思っております。以上です。

〇鈴木委員長　落合委員。

〇落合委員　今、他市町村の取組とありましたけど、世田谷区では投票所の入場整理券、それに音声コードを付して、また切り欠きをつけた封筒を全戸に配布しているそうです。取手市の広報とりでも音声版というのがありますけれども、選挙公報――取手の公報なんかにも音声で内容を伝えるような取組、御検討はどうでしょうか。

〇鈴木委員長　土谷主任書記。

〇土谷選挙管理委員会主任書記　御質疑に御答弁いたします。今ご紹介いただきました世田谷区の選挙管理委員会の音声コードを使った取組ということでございますが、音声コード――紙状のコード――二次元コードに対して、それがある位置を示す切り欠きというお話ありましたけれども、物理上の加工が必要になってくるものでございますので、ペラ紙１枚のものに対してその切り欠きとかといった加工ができるのか、または市の発行している入場整理券等にその加工ができるのか、そういったことを今まで検討してきたことはございませんので、これからの課題となってくるかと思います。それについては、在り方を今後も調査をしていきたいと思っております。

速報版・未校正

〇鈴木委員長　落合委員――よろしいですか。

〇落合委員　よろしくお願いいたします。以上で終わります。

〇鈴木委員長　それでは最後に、本田委員。

〇本田委員　本田です。よろしくお願いします。私からは防災について２点お聞きいたします。まず１点目は、避難所の開設の方法、これを検討されるということだったと思うんですが、これの進捗状況、教えていただきたいと思います。

〇鈴木委員長　立野次長。

〇立野総務部次長　安全安心対策課、立野でございます。お答え申し上げます。避難所開設方法についての進捗状況でございますが、８月に取手市内の自主防災組織に対し、避難所開設の御協力に関するアンケートを送付いたしました。アンケートの内容といたしましては、災害時における自主防災組織による避難所開設の御協力の可否についてでございます。９月９日時点で90組織中、58組織から回答をいただいてる状況でございます。以上でございます。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　その可否について、いいよ、というのが50ということでよろしいでしょうか。

〇鈴木委員長　立野次長。

〇立野総務部次長　今申し上げさせていただきましたのは、90組織中に対して58組織からアンケートの回答をいただいたということでございます。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　その58組織の中で、避難所開設に協力をしたいというところはあるのでしょうか。

〇鈴木委員長　立野次長。

〇立野総務部次長　現在58組織中のうち40組織の方々から、この回答について協力しても大丈夫だよというようなことの回答をいただいております。ただ今後は、各団体において若干その認識のところ――認識の部分もあるので、これは今後やっぱり考えていかなきゃならないのかなと思うところでございます。以上でございます。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　ありがとうございます。まだまだ様々な課題あると思います。しっかり調査研究を行っていただいて、よい避難所開設の方法、これを検討していただければなと思います。

　続きまして、災害時の取手市内の各地域の被害想定、つまり取手市内でも災害の被害想定というのが違うと思うんです。それを各地域ごとの被害想定というのが市でされているのかどうか、これをお聞きいたします。

〇鈴木委員長　立野次長。

〇立野総務部次長　現在、取手市におきましては、地震災害時における取手市内各地域ごとの被害想定の把握は実施してございません。

〇鈴木委員長　本田委員。

速報版・未校正

〇本田委員　様々な課題がまだまだあると思うんですけども、各地域の被害想定、これやっぱりやっていかなければいけないのかなと。先ほど 40 組織が自主防災会で避難所開設について前向きだという御答弁ありましたけども、じゃあどういったその被害想定において、この避難所開設もしくは退避所を造るのかとか、そういったことというのが各地域によって、その想定によって変わってくると思うんですね。そのところでしっかり各地域の被害想定というのが必要になってくると思うので、これは今後やっていただきたいと思うんですけども、これを進めるという計画というのはあるんでしょうか。

〇鈴木委員長　立野次長。

〇立野総務部次長　お答え申し上げます。各地域における被害想定ということでございますが、地域単位など、より細かい範囲で被害想定を行うことによって、各地域の自主防災組織においてもその地域の実情に合った対策や対応が行えるというメリットがあると考えてございます。ただ一方で、調査に伴う費用や地域範囲の指定・範囲の検討・定期的な調査・更新などの要素につきましても考慮する必要性もあるかと思いますので、今後はその先進自治体――そのようなことを取り入れているような自治体を、事例等も踏まえまして、調査研究させていただければと思っております。以上でございます。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　ありがとうございます。ぜひしっかり検討していただいて、防災――今いつ地震が起きても、集中豪雨で洪水が起きても本当におかしくない状況ですから、早急にこういったところを検討していただければなと思います。以上で質疑を終わります。

〇鈴木委員長　以上で、通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。

　執行部入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

　休憩いたします。

<u>午前 11 時 23 分休憩</u>

午前 11 時 30 分開議

〇鈴木委員長　再開します。

　続いて、議案第 60 号、令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

　お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〇鈴木委員長　賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

　これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員、長塚副委員長、本田委員の３名から通告がありました。

　それでは、通告順に従い質疑を行います。

　最初に、小堤委員。

速報版・未校正

〇小堤委員　皆さん、よろしくお願いいたします。私は６号の補正予算の中で、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、308 万円について。ページのほうで行くと補正予算書の６号の 26 ページになります。この中で、先ほど総務部のほうでも質疑させていただいたんですが、消防用設備等の点検において、グリーンスポーツセンター――以降「グリスポ」と言います。グリスポに関して、非常警報設備が不具合があるということで改修工事が出されて、それで 308 万円だということなんですけど。まず非常警報設備について、停電時に館内放送が使用できない状況であるというんですが、詳しい状況を教えてください。具体的に。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　お答えさせていただきます。毎年実施していますグリーンスポーツセンターの消防用設備点検を、６月３日から５日にかけて実施いたしました。その結果、非常警報設備内に設置されている非常電源蓄電池への切替え回路が故障しているということが判明いたしました。そのため、正常であれば停電時に非常警報設備内の非常電源蓄電池を利用しまして館内放送を行うところ、現在はそれができない状況となっております。ただし、施設が停電した場合には、消防設備用の非常用自家発電設備が活動しますので、館内放送が約３時間ほど可能となる状況となっております。以上です。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　ありがとうございました。停電したらば設備内のバッテリーのほうに自動的に移行するというのが設備の特徴だと思うんですが、それができないということで。でも一般放送、館内放送が使える――これは非常発電機があってそれの電気を起こして、それで一般放送、館内放送を使うということだと思うんですけど。では、この館内放送を使うに当たって、グリスポの管理運営している指定管理者、こちらにはどのようにその状況をお伝えしたんでしょうか。また、逆なのかどうか、その流れをお願いいたします。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　お答えさせていただきます。消防用設備点検につきましては、７月 10 日に点検を実施しました事業者から、消防用設備など点検結果総括表により指定管理者へ点検結果の報告がございました。即日に指定管理者から点検結果についてスポーツ振興課へ報告があり、停電時の利用者の安全確保などの対応につきまして、指定管理者と協議をし、安全対策を図った次第でございます。以上です。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　分かりました。その点検結果が指定管理者のほうに行って、それでそこからスポーツ振興課のほうに連絡が来たということで。では、その指定管理者の人たちは――グリスポに来館者がたくさんいると思うんですけども、その人たちの避難誘導というんですか――３時間あればとは思うんですけれども、それどうなることか分かりませんが、その非常電源も館内放送だけじゃなくていろいろ、照明が半分ぐらいになるとかいろんなところに電気を供給する設備だと思いますので、その辺のところ、誘導方法はいかがでしょうか。

〇鈴木委員長　大隅課長。

速報版・未校正

〇大隅スポーツ振興課長　お答えさせていただきます。施設が停電した場合、先ほど説明しましたとおり、消防設備用の非常用自家用発電設備、こちらが稼働しますので、まず利用者への館内放送による案内を行わせていただきます。さらに、先ほど委員からもありましたように、指定管理者の社員約20名が、利用者の安全確保のための避難誘導などの対応に当たるよう指導しております。以上です。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　ありがとうございます。館内放送と人的なものを使って、それで避難誘導――不特定多数の人が来る施設ですので、いろいろなところに来館者がいると思いますので、その辺はやっていただきたいと思いますし、非常警報設備も必要だからあるわけですので、そこを早急的に改修するというのももちろんですけれども、館内放送だけに頼ってはいけないのかなと思います。ですので、その辺、壊れているものの代替措置というのは何かあるのでしょうか。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　非常警報設備の代替ということでございますけども、一時的に何らかの設備を設置するなどの対応はできないものと認識しております。そのため、電源の復旧が３時間以上かかる場合や復旧の見込みが立たない場合には、利用者の安全を第一に考えまして施設を閉館いたす計画としております。また、指定管理者社員によります避難経路の状況確認や誘導体制の周知徹底を図るなど、利用者の安全確保に努めている状況でございます。以上です。

〇鈴木委員長　小堤委員。

〇小堤委員　分かりました。一応目安として３時間を超えるようであれば閉館するということですよね。ですので、この指定管理者の方々も、先ほどの総務部のときも申しましたけれども、この訓練、ぜひこの指定管理者の方々も慌てることなく避難誘導できるような訓練というのは定期的に行ってるんでしょうけど、さらに何度でもやっていただいて、万が一のときに対応していただきたいと思います。分かりました、ありがとうございました。

〇鈴木委員長　以上ですね。

　続いて、長塚副委員長。

〇長塚委員　長塚です。よろしくお願いいたします。私からは、小学校・中学校体育館空調設備設置工事の実施設計についてです。まず１つ目、導入予定の空調方式ですが、昨日の根岸議員の質疑で高台はガス式、底地は電気式ということで理解いたしました。

　次に２点目の災害時の想定。特に地震です。停電だったりガス管破損等も災害時は考えられるんですが、どのような設備を選定されたのでしょうか。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　お答えします。教育総務課の斉藤です。熱源に関しては、今、委員が御指摘いただきましたガスと電気がございます。水害時の指定避難所として指定されているもの、いわゆる高台に関しては、御案内のように非常用発電機能を備えた自立運転型のガス空調機を予定してます。それ以外は電気を設置することで計画してます。電気・ガスの学校の内訳としては、20校ある中で、10校電気、10校ガスというふうに分けております。

速報版・未校正

分散配置することで、例えば地震の際にも電気の供給が停止した場合であったり、ガスの供給が停止した場合、それぞれに対応ができるものかなというふうに、そのような体制を取るように計画してございます。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　リスク分散も考えて両方配備ということで理解いたしました。次に、ガス式・電気式、導入時のコストだったりランニングコストはいかほどでしょうか。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　お答えします。ランニングコストの御質疑でございます。電気式空調はガス式空調と比べまして、まず機器の代金が安価であること、さらにガス管の敷設工事が不要であるということから、イニシャルコスト面では優れていると考えてます。一方、ガス式空調は電気代よりもガス代のほうが安価であるために、ランニングコストに優れているということもございます。一般的には長く使うほどトータルコストが安価になるものかなというふうに、ガスのほうを認識しております。その他、ガス式空調は強靭性の高いガス供給管を地中埋設してございますので、災害時にガス供給停止のリスクが低く、また停電時でも運転可能ということから、避難所の防災機能強化の面でも優れているというふうに考えております。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　金額はどれぐらいか、今概算は分からないでしょうか。

〇鈴木委員長　斉藤次長

〇斉藤教育次長　金額のほうが、１校につき 7,000 万円ということで考えてございます。これから設計のほうに入りますので、詳しい金額のほうも、そういったところからもお示しがあるのかなというふうに感じております。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　分かりました。私からの質疑はこれで以上です。

〇鈴木委員長　それでは最後に、本田委員。

〇本田委員　本田です。よろしくお願いします。長塚委員と同様に空調設備についてなんですけども、基本的な性能として、ガス式と電気式というのは違いはあるんでしょうか。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　長塚委員の御質疑の中でもお話させていただいたとおり、コスト面から言うと、先ほど申し上げたとおり、イニシャルコストは電気のほうが安価です。トータルコスト――長年使うほど安価になっていくのがガス式ということで認識しております。いずれにしても災害のときも考えまして、これ以前からお話しさせていただいてるんですが、高台のほうにはガス空調――いわゆる停電時に使えるようなガス式空調を採用し、低地のほうには水害時――これ水害時においてではないんですけども、電気という形で分けて、お互いにガスも電気も両方兼ね備えることで、防災のほうの機能も十分確保できるのかなというふうに考えてます。以上です。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　ありがとうございます。２番目のガス式エアコンにする理由というのは、つ

速報版・未校正

まり災害時の対応のためというふうに今ご答弁いただきましたので、ここについては質疑をしません。

３番目の保守点検について、これをちょっとお聞きいたします。ガスの場合、これいわゆるガスヒーポンになると思うんですが、ガスヒーポンって、いわゆるエンジンというんですか、そういった形を使うものだと思うんですけども、電気式のエアコンよりもガスヒーポンのほうが、保守点検というのがすごく費用とか手間がかかると思うんですけども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　お答えします。確かに委員おっしゃるとおり、ガスのほうが大型の例えば室外機であったり――室内機もそうなんですけども、かなり大型化になるものですから、そういった面で費用というかランニングコスト、メンテナンスの部分では高くなるかなというふうに感じてます。例えば保守点検の内容とか費用面等も、例えばパッケージであったり、メンテパックのようなものも御案内されてますので、そういったものをより効果的かつ効率的なものになるように精査して決めていきたいというふうに考えております。以上です。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　このガスヒーポンについてなんですけど、メンテナンスは大体年何回とかという頻度でやるとか、そういうのは決まってらっしゃいますか。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　まずは年１回程度の保守点検になるかなというふうに考えております。以上です。

〇鈴木委員長　本田委員。

〇本田委員　実は私、外食産業ずっと勤めておりまして、ガスヒーポンのエアコンって非常に使い勝手がよくないんですね。なぜなら、やっぱり保守点検が非常に手間がかかる。例えば車と同じですので、車検と同じように様々なオイル交換、それからファンベルトを交換するとか、そういうことがございます。それともう一つ、使い勝手が悪い点としては、例えばガスヒーポンの室外機が壊れた場合、電気式のエアコンだと、例えばそこに１か所、２か所だったらその部分だけを交換すると――修繕をするということになるんですけども、ガスヒーポンの場合は、室外機が壊れると、例えば吹き出し口が何か所かあると、それが全部その何か所も全てが使えなくなるというようなことになると思うんですけども、その辺は把握されているのか。もしくは、そういったものじゃないガスヒーポン式を使うとか、ちょっとこの辺、お答えいただければと思います。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　御質疑にお答えします。詳しいそこまでのまだ内容を詰めておりませんで、先ほど申し上げたとおり、ガス式にしたときの例えばフルパッケージ――例えば修繕とか、どの辺まで年数を見てもらえるのかとか、そういった内容とか、あとはメンテパックというのもあるようでございますので、そういったところも、これから調査研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

速報版・未校正

○鈴木委員長　本田委員。
○本田委員　ぜひガスヒーポン、よく調べていただければなと思います。その中で、しっかりメンテナンスやらないと、これ非常に大変――車を想像していただければ分かると思います。本当にそういったものになりますので、よく調査研究していただければなと思います。

あと、それともう１点ございます。昨日、根岸議員から断熱をしてないと。そういうことで、環境面にも負荷があるということだったんですけども。負荷があるのは環境面もそうなんですけども、例えばエアコン自体にも体育館が非常に暑くなる中で、そこから冷やすということになると、フル稼働するような状況になると思います。そうすると、電気代それからガス代、エアコンの劣化、そういったことというのが生じる可能性というのが高くなります。この点については、どうお考えでしょうか。
○鈴木委員長　斉藤次長。
○斉藤教育次長　お答えさせていただきます。本会議の中で、根岸議員の御質問の中にもありました。環境負荷の軽減であったり、または使用電力の軽減、省エネ化、そういったところも、断熱化改修を検討するかどうかも含めまして、これから検討していきたいと思います。以上です。
○鈴木委員長　本田委員。
○本田委員　ありがとうございます。体育館にエアコンというのは本当に重要な今、ものだと思います。市としても、しっかりと何がいいのかというところを調査研究していただいて、決定していただければなと思います。ぜひよろしくお願いをいたします。以上です。
○鈴木委員長　これで通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　なしと認めます。

これで、議案第60号、令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

それでは、休憩して午後１時に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。休憩します。

<u>午前11時49分休憩</u>

午後　１時00分開議

○鈴木委員長　再開いたします。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで５分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、岡口委員、長塚副委員長、佐野委員、落合委員、本田委員の５名から通告がありました。

最初に、岡口委員。
○岡口委員　岡口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。最初の質疑ですが、

速報版・未校正

埋蔵文化財センターについてです。今、「史実と伝説のはざま」という企画展をされており、私も８月に行ってまいりました。田中正造さんの直筆の和歌であったりとか、あと将門に関すること、源　頼政についてとか、本当に貴重な展示があってとても面白い企画展となっております。本当に御尽力いただきありがとうございます。それでは、埋蔵文化センターにおける、イベントの開催とか、あと、来場者数とか利用の状況、取組について、よろしくお願いいたします。

〇鈴木委員長　本橋センター長。

〇本橋埋蔵文化財センター長　岡口委員の御質疑に御答弁いたします。取手市埋蔵――生涯学習課の埋蔵文化財センターの本橋と申します。埋蔵文化財センターは、――聞こえない。――すみません、聞こえますでしょうか。すみません。埋蔵文化財センターは、平成11年に開館いたしまして、それ以降、開館当初は多少の変動はありましたが、長らく年間２回の企画展を開催しまして、郷土史の普及に努めてまいっております。企画展開催中は、展示担当職員による歴史講座や企画展のテーマに精通した外部講師を招いた講演会を平均２回から３回開催したり、ギャラリートークなどとも言われる、展示室内で担当職員が、展示されている資料の見どころや深掘りをする展示資料解説も複数開催しております。以上です。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。それでは、このイベントとか、開催されるときに周知はどのように行っていらっしゃるでしょうか。

〇鈴木委員長　本橋センター長。

〇本橋埋蔵文化財センター長　お答えいたします。外部に発注しますカラーのポスターを500部印刷しております。そのほか、手製でチラシを作成いたしまして、市内の公共施設であるとか、あと市外の類似施設等に配布いたしまして周知に努めております。そのほか、取手市のホームページ内やメールマガジン等で周知を行っております。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。それでは、学校とか団体との協力などはどうでしょうか。

〇鈴木委員長　本橋センター長。

〇本橋埋蔵文化財センター長　お答えいたします。学校に向けての取組ですが、新型コロナウイルス感染症の流行以前はコンスタントにグループ活動による訪問が二、三校、また、学校への出前授業については、主に小学校３年生の「取手の暮らし・古い授業――古い道具」授業において８校程度の学校から依頼がありまして、郷土資料持参で出前授業を実施しておりました。しかし、新型コロナ感染症の流行により数年間活動が途絶えたこともあるのか、令和４年度及び令和５年度は５校にとどまっております。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。特に小学校３年生で昔の道具など、授業の中でも実際のものを見てというふうな体験はすごく大事かなと思うんですけれども、５校にとどまっているというふうなことで、学校の先生方でそういったものを利用できるというふうな

速報版・未校正

ことを知らない先生もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、例えば４月当初とか、埋蔵文化財センターでこんなことできますよとかというふうな案内とかは、今まではどんな感じだったでしょうか。

〇鈴木委員長　本橋センター長。

〇本橋埋蔵文化財センター長　回答いたします。企画展を開催している最中に、生徒さんと職員の方全員にチラシを配布したりですとか、あと学校の先生方とお話しする――８月に、以前は新規に取手市に赴任してきた先生方に、市内の各施設を御案内するツアーがあったんですが、そちらのほうで埋蔵文化財センターの職員が、旧跡に関する講師としまして一緒に同行しておりましたので、そういったところでＰＲしてまいりました。ただ、改めて各学校に御案内というのを特別――講師として出向くことが可能であるという通知のほうは改めてしたことがございませんので、今後はそういったこともやっていければと考えております。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。本当に３年生の担任になった時点で、どんなふうなことをやんなくちゃいけないか、新人の先生なんか、あとまた、ほかのところから来た先生なんていうのは、御存じない方もいらっしゃるので、学校宛てに、３年生の昔の道具、埋蔵文化財センターでは案内できますというふうな周知というか、お願いできればなあと思います。そうすることによって、子どもたちが、「あっ取手にもこんなものがあるんだな」ということで、また親しみもわくのかなというふうに考えております。市長さんは、こどもまんなか社会というふうなことを訴えているわけなんですけれども、埋蔵文化財センターとして、子ども目線でというふうな展示とか企画とか、イベントとかはいかがでしょうか。

〇鈴木委員長　本橋センター長。

〇本橋埋蔵文化財センター長　お答えいたします。郷土史を取り扱うというテーマのため、表現など多少硬いものになってしまうかもしれませんが、取手や歴史に強い興味がない方でも理解できるようなテーマや資料選定を心がけて、今までも企画してまいりました。また、できるだけ子どもたちに来る機会が広がるように、企画展開催時期は、夏休み期間中と春休み期間中に重なるようなスケジュールを組んでおります。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。子ども目線で、例えば親子で一緒に、この「史実と伝説のはざま」であるのであれば、そこの旧跡、桔梗塚とかというところのＱＲコードをくっつけておいて、そこに行って、何かまあスタンプをもらうとか何か、そういうふうな、親子で動いて取手市内の歴史に関すること等が体験できるように、企画のほうをお願いできればなと思います。今デジタル化というのが非常に活発に行われておりますので、ぜひともこの埋蔵文化財センターにおいても、こういったデジタル化を普及させていただいて、展示のところにもＱＲコードを示す、そして、360 度の、例えば竜禅寺の映像が流れるとか、何かそういうふうな工夫をしていただけたらいいかなというふうに思います。目の見えない方とか、耳の悪い方もいらっしゃったりなんていうふうなことですので、そういっ

速報版・未校正

たものの対応なんかもしていただけるといいのかなというふうに考えております。また、取手市では観光資源としてこの歴史――取手の歴史というものも一つの材料、取手発信、魅力の一つになると思いますので、観光施設とか歴史的な名所みたいなことでいろんな工夫をしていただいて、取手の魅力アップにつなげていただければなと思います。で、さらに「ほどよく絶妙とりで」というのもありますので、そちらもお願いしたいと思います。

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○鈴木委員長　答弁はいいですか。

じゃ、井橋部長。

○井橋教育部長　まさしく今岡口委員がおっしゃってられたような形で、既に教育委員会のほうでは、いわゆる埋蔵文化財のスタンプラリーであったり、または教育長からも、アートのスタンプラリーを何とかできないのかといった御提案もいただいて、今ちょうど練っているところです。きっかけとなりましたのは、この夏休みにこども政策室のほうで公共施設デジタルスタンプラリーという取組を始めまして、非常に面白い企画だという形で、それを教育委員会内でうまくそれを活用してやろうということもありますので、今、そういったことも検討しているところです。

○鈴木委員長　岡口委員、あと55秒です。

○岡口委員　ありがとうございます。では続いての質疑に行きます。学校給食についてですけれども、適応指導教室ひまわりルームに通う児童生徒及び職員の昼食状況についてお願いいたします。

○鈴木委員長　笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長　教育総合支援センターの笠井です。よろしくお願いします。岡口委員の質疑に御答弁いたします。教育総合支援センターの適応指導教室ひまわりルームに通室している児童生徒は、一人一人の個々の状況などに合わせ、通室、下校する時刻が異なります。現在、通室生のうち、昼食を食べる児童生徒は約３割で、自宅より昼食を持参し教室内で食べることができております。また、職員につきましては、教室内でそれぞれ持参した昼食を児童生徒と一緒に食べているという状況です。以上でございます。

○鈴木委員長　岡口委員。

○岡口委員　ありがとうございます。３割はお昼を食べているということを、また自宅からお弁当を持ってきているということなんですけれども、取手市として、適応指導教室での給食の配膳なんかはどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○鈴木委員長　大野課長。

○大野保健給食課長　保健給食課、大野です。岡口委員の御質疑にお答えいたします。センターにおいて給食の提供ということに関してなんですけれども、こちらに関しましては課題がございます。自校式の場合、外部配送に対応できる給食室に整備する必要があるほか、調理した給食、これをどのように配送するかといった課題がまず出てきます。また、一方でセンター方式の場合ですが、現行８校に給食のほう配送しておりますが、今、現時点でこちらの配送が――配送箇所が限度になってきまして、配送箇所を増やす場合には新たに車両の導入やドライバーを確保する必要があるなど、新たな経費が発生してくると考

速報版・未校正

えております。いずれにいたしましても、配送面の課題が大きいかなというふうに捉えているところです。以上です。

〇鈴木委員長　岡口委員。

〇岡口委員　ありがとうございます。取手市においてはちょっと、可能性的には非常に厳しいというふうなことで承りました。それでは保護者のそういった負担、お弁当を作るなんていう負担軽減というふうなことで私提案させていただいたんですけれども、ほかに負担軽減を図る措置とかは何かございますでしょうか。お願いします。

〇鈴木委員長　唐口補佐。

〇唐口教育総合支援センター課長補佐　現状として、今通室している児童生徒及び保護者の方から、通室に伴ってその持参するお弁当が負担だという声が実際上がってないもので、現在そういったものに関しては検討しておりません。

〇鈴木委員長　岡口委員、あと 12 秒です。

〇岡口委員　ありがとうございました。適応指導教室に通える子どもも同じ給食を食べられるのが一番いいなというふうに思いましたので、提案させていただきました。ありがとうございました。以上で終わります。

〇鈴木委員長　続きまして、長塚副委員長。

〇長塚委員　長塚です、よろしくお願いします。まず、金融教育について。前回６月定例会で、黒板に日経平均や為替を記入して日々の経済を体感する方法を提案させていただいたのですが、その後の御検討等はいかがでしょうか。

〇鈴木委員長　丸山課長。

〇丸山指導課長　指導課、丸山でございます。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。学校における金融教育につきましては、2022 年４月の高等学校の学習指導要領の改訂により、高等学校で金融教育が必修の学習と位置づけ――位置づけられました。小中学校の学習指導要領では、金融教育という言葉は使われておりませんが、お金や金融について様々な場面で学習しており、主に消費者教育として扱われています。御質疑の、毎日黒板にドルやユーロの円相場を記入するという活動についてですが、６月議会の後、各学校に対して、児童生徒の消費者教育としてこのような活動をやってみたらどうですかという提案はしたところでございます。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　御提案のほうありがとうございます。特に中学校３年生の公民で、株式だったり為替相場を学ばれるかと思います。より日常に落とし込んで、こういった日々経済を体感するということも大事だと思うので、ぜひ引き続きアイデアとして呼びかけをお願いいたします。これで質疑を終わります。

〇鈴木委員長　続いて。

〇長塚委員　次に、部活動地域移行です。一般質問でもさせていただいたのですが、ちょっと答弁いただいてない部分があるので、御質疑します。御提案させていただいた、オンライン説明会の開催についてのお考えをお伺いします。

〇鈴木委員長　大隅課長。

速報版・未校正

〇大隅スポーツ振興課長　スポーツ振興課大隅です。お答えさせていただきます。今回、長塚委員の一般質問で御提案いただきました、部活動地域移行に関するオンラインでの説明会の開催につきましてですが、地域移行に関する情報をより多くの生徒や保護者に提供できることができまして、また、参加者が自宅などから気軽に参加できることで、より多くの方に情報をできることが可能となるものと認識しているところでございます。そのため、今後、庁内の関係課と連携を図りながら、オンライン説明会の実施に向け検討していきたいと現在考えているとこでございます。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚副委員長　よろしくお願いします。その周知の方法なんですけど、もう一つ、場所だったり時間を問わずに情報取得できる方法として、ユーチューブでシリーズに分けたショート動画ですとか、今発信されているインスタのリール動画なども考えられますが、いかがでしょうか。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　動画配信につきまして、やはりそういった情報の手段としてとても有効であると認識しておりますので、動画を配信していくためには、職員の動画作成のスキルなど課題はあるとこでございますが、オンライン説明会と併せまして検討していきたいと思います。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　よろしくお願いいたします。次の質疑に移ります。グリーンスポーツセンターのＷｉ－Ｆｉ整備についてです。これも一般質問させていただいたのですが、ちょっと深掘りしてお尋ねします。まず１つ目の概算金額についてなんですが、ちょっと事前調査でほかの公共施設のＷｉ－Ｆｉ整備の金額を確認しました。ウェルネスプラザが約 700 万くらい、公民館が約 60 万くらいということです。今後検討するにも概算の金額は把握する必要はあるかと考えますが、いかがでしょうか。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　お答えさせていただきます。取手グリーンスポーツセンターへのＷｉ－Ｆｉ設備設置に関する見積りにつきましては、現在のところはまだ取ってはございません。今回の一般質問でも答弁しましたように、非常に広い施設でございますので、設置費用も高額になると思われます。そのため、Ｗｉ－Ｆｉ設備の設置を検討する場合には、施設全体の利用ニーズや設置範囲を慎重に考慮していく必要があると考えるところです。また、Ｗｉ－Ｆｉ設置に係るコストや技術的要件につきましても検討しまして、こうした件を踏まえて指定管理者と協議をしながら事業者からの見積りを取得し、あわせて検討していきたいと考えています。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　その際はまた質問等で確認させていただきたいと思います。次に、デジタルを駆使したスポーツ振興についてのお考えを伺います。

〇鈴木委員長　大隅課長。

〇大隅スポーツ振興課長　お答えさせていただきます。デジタルを活用したスポーツの振

速報版・未校正

興につきましては、インスタグラムなどのソーシャルメディアを活用した情報発信や、一部ではございますが、オンラインでの施設予約、それから大会申込み申請などを行っているところでございます。また、グリーンスポーツセンターでは、市民が自宅で気軽にスポーツを楽しめるように、エアロビクスや筋トレなどの動画配信サービスも実施しているところで、現在、グリスポのホームページのほうから 90 分ほどの動画を視聴することが可能となっております。スポーツ振興におけますデジタル技術の活用につきましては、情報の迅速な伝達、データの活用、利便性の向上など、メリットが考えられますが、一方で、初期投資や運営コスト、デジタル技術に不慣れな市民への対応、プライバシー法と情報セキュリティーの確保などデメリットもございますので、これらのメリット、デメリットを踏まえながら、引き続き、他自治体の成功事例なども参考にしながら、デジタル技術を活用したスポーツ振興の可能性を調査研究し、できるところから活用を図っていきたいと考えております。以上です。

〇鈴木委員長　長塚副委員長。

〇長塚委員　先日グリーンスポーツセンターで、とある大会が行われていました。その団体は試合の状況をライブ配信をして、ほかの保護者だったり様々な方に周知をしていたそうです。その団体はポケットＷｉ－Ｆｉをつないでいました。時代の流れを鑑みて、また前向きな御検討をよろしくお願いいたします。以上です。

〇鈴木委員長　続いて、佐野委員。

〇佐野委員　佐野です、よろしくお願いいたします。今回私は、ユニバーサルデザインについてということで、学校現場におけるユニバーサルデザインの取組を質疑させていただきたいと思います。学校現場におけるユニバーサルデザインとは、どんな子どもに対しても分け隔てなく、学校生活を快適に分かりやすく楽しく学習できる取組だとか、考え方ということだと思います。私、色覚に関する指導の資料というのを文科省から出している、これをちょっと読ませていただいたんですけども、特にユニバーサルデザインの中でも、このカラーユニバーサルデザインという部分に関して非常にちょっと興味を持ちまして、今この指導書を読みますと、大変いろんな取組だとか、例が出てるんですね。今、学校生活の中の児童や生徒さんは、約 20 人に１人、色の見え方が不自由な子がいるというふうに言われているので――います。教室に１人いると思っていいというふうに言われてるんですけども、そうした子どもにも配慮して教材や掲示を工夫することは、もう本当に必要だと思ってます。カラーユニバーサルデザインは一例ではありますが、学校現場におけるユニバーサルデザインについての取組、お聞かせいただきたいと思います。

〇鈴木委員長　斉藤次長。

〇斉藤教育次長　教育総務課の齋藤でございます。佐野委員の御質疑にお答えさせていただきます。私のほうからは、学校施設におけるユニバーサルデザインの取組として、いわゆるハード面の観点からお話しさせていただきます。文部科学省が策定しました、学校施設バリアフリー化推進指針、こちらに基づきまして、学校施設のバリアフリー対策に取り組んでおります。一例としましては、エレベーターの設置、バリアフリートイレ、さらには段差解消のスロープなどの設置を進めております。また近年改修工事を行っている学校

速報版・未校正

においても、ユニバーサルデザインの観点から、トイレの際にピクトグラムを採用したり、センサー式の照明に改修なども行っておる状況でございます。我々施設担当課としては、国の動向を注視しながら、指針等が改定された場合には、適切に対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長　佐野委員――丸山課長。

○丸山指導課長　私のほうからは、学校の教育活動の中の点でお話をさせていただきます。学校の中では集団生活を行う上で大切なルールがたくさんあります。例えばロッカーの使い方やお道具入れの整理など、言葉で説明すれば分かるでしょうとか、当たり前でしょなどの暗黙のルール、こういったものをイラストや写真などを提示して目に見えないものを見えるようにして、全ての子どもに分かりやすいようにするなどして、教室環境のユニバーサルデザイン化というのに努めております。委員ご指摘のあった色のことですけれども、これは黒板にチョークの色や字の大きさなど、子どもの見やすさという視点に立って板書をしております。また、色使いをパターン化しそろえているようなことをやっております。例えば黒板は緑色ですので、問題は黄色で――黄色の色で必ず囲むとか、そういったことで色の使い分けというのも配慮して授業を行っているところです。以上でございます。

○鈴木委員長　本田委員。――失礼しました。佐野委員。

○佐野委員　佐野です。

〔笑う者あり〕

○鈴木委員長　失礼いたしました。

○佐野委員　すみません。分かりました。ユニバーサルデザインとなりますと、やはりかなり広い範囲で取り組む課題等もたくさんあると思います。この指導要領の中にもかなり多くの事例とかありますので、この辺のちょっと具体的なことをまた教えていただきたいとは思うんですけれども、時間の関係上、色に特化してもう一度お聞かせいただきたいんです。色に関しても、例えば今お話ありましたように、チョークの色の工夫ですとか、強調したい部分の線の太さを変えたり、アンダーラインを引いたりとか、色差別で――色区別で分かりやすくするのではなく、そういったところの工夫をするとか、赤というものがあまり見づらいというようなこともありますので、朱色のペンを多く使うとか、そういうのがたくさんあると思います。運動の現場でも、例えば部活動だとか、体育などでチーム分けするときに着るビブスと言われているベストみたいな、ああいったものの色分けも、ちょっと目の見え――色の見え方が不自由な人からすると分かりづらいということに聞いております。ですので、こういったところの配慮等、どんな方でも、色によって差別されることがないように、どんな方でも快適に過ごせるような環境づくり、特に学校現場では必要かと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長　丸山課長。

○丸山指導課長　お答えさせていただきます。赤いボールペンでの採点や訂正されたテストの直しなどは、確かに赤が見づらいという子に関して合理的配慮を行っているところもあります。また、コントラストを意識した掲示物の作成であったりとか、それから白黒印刷でも見えやすいというのを意識して、掲示物等、それから配布物等を作成しているとこ

速報版・未校正

ろでございます。以上でございます。
○鈴木委員長　佐野委員。
○佐野委員　分かりました、ありがとうございます。最後に、先ほどバリアフリーのトイレ、ピクトグラム等の施設的な配慮ということのお話、ありました。バリアフリーという点とユニバーサルデザインという点、これは似てるようで異なる点が多々あると思います。捉え方がやはり違うのだと私は解釈しているんですが、その辺はいかがでしょうか。
○鈴木委員長　斉藤次長。
○斉藤教育次長　それではお答えさせていただきます。捉え方という御質疑でございます。実は令和３年度から施工しています白山小学校の長寿命化の改良工事、まさに今行って、第３期工事を迎えて、今まさにやってるとこでございます。その中で、やはり男女のトイレ、今まで女子は赤、男子は青といったものから、女子は赤、男子は黒ということに変更して、本当に分かりやすいサインといいますか、見せ方を今しているというとこで、こういったことも一つなのかなというふうに考えてます。以上です。
○鈴木委員長　佐野委員。
○佐野委員　分かりました。不自由な方ですとか、障がいのある方だけじゃなく、障がいではない――何ていうんですかね――不自由を生じ――不自由な生活をされている方という方もいらっしゃるので、その辺の配慮というのがやっぱりユニバーサルデザインなのかなという点。バリアフリーというのは非常に……

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○佐野委員　（続）断定的なものであって、やはり幅広く、どんなお子さんでもというところに着目をしていただいて、また今後検討していっていただければと思います。以上です。ありがとうございました。
○鈴木委員長　丸山課長。
○丸山指導課長　「教育のユニバーサルデザイン化」という言葉があるのですが、これにつきましては、全ての子どもたちにとって分かりやすく、学びやすく配慮された教育をデザイン化していくということになります。今の佐野委員からの御意見も参考にしながら、さらにこの学校現場でのユニバーサル化を目指して授業のほうも行っていきたいと考えております。以上でございます。
○鈴木委員長　佐野委員。
○佐野委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。
○鈴木委員長　よろしいですか。
　続いて、落合委員。
○落合委員　よろしくお願いします。学校への不審者侵入の防止と対応ということで、記憶に新しいところでも、愛知県のある市の中学校の防犯カメラの故障で、４か月間も気づかずに、学校施設侵入容疑で男性が逮捕された事案ですとか、昨年３月にも埼玉のある市の中学校で、17 歳の高校生の少年に男性教員が切りつけられる事案など、児童生徒の生命、身体に危害が及びかねない事件が定期的に発生しているような状況であります。でも日々最前線で子どもたちと接している校長先生はじめ教職員の先生方の御心配はいかばか

速報版・未校正

りかと、ちょっと思っております。本市はいち早く――早くからの対策として全小中学校に防犯カメラの設置――を整備しました。そのほかのハード面の整備状況についてお聞かせいただければと思います。
○鈴木委員長　斉藤次長。
○斉藤教育次長　教育総務課の斉藤です。お答えさせていただきます。学校施設のハード面の整備状況につきましては、不審者が侵入してしまった際、学校内の緊急連絡を取るためのインターホンの設備を小学校全校、及び一部の中学校に設置しているところでございます。インターホン整備――設備による、各教室及び職員室間の緊急連絡というものが可能となっております。ただ、現在設置されていない学校については、学校の先生方の携帯電話で対応しているというところもございまして、不便を来しているということから、今後大規模な改修工事に合わせて、今後、設置を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。
○鈴木委員長　落合委員。
○落合委員　分かりました。現在、先生方の私物である携帯電話でちょっと対応しているということで、余り好ましい状況ではないかなというふうにちょっと思いました。学習環境の観点からなんですけれども、ある実験結果によると、スマホの教室への持込みというのは、スマホからの通知により集中力が大きく低下するというような結果もあるそうです。学習環境にもちょっと悪影響を及ぼしているのではないかなと、ちょっと懸念もしているとこでございます。またこの緊急事態の対応はもとより、多忙を極める先生方の校内連絡業務の効率化、軽減のためにも、やっぱ各教室へのこのインターホンや学校ＬＡＮを使用する校内連絡網システムの構築、整備というのは、様々な面で効果があると思っているんですが、今後の大規模改修をしていく、その際にするということなんですが、今後の見通しですとか、今設置をされていない学校なんかの状況を聞かせいただければと思います。
○鈴木委員長　斉藤次長。
○斉藤教育次長　それではお答えします。現在設置されていないのは、取手一中、取手二中、永山中、藤代中の４校でございます。そのうち、永山中学校につきましては、来年度内部改修の工事を予定しておりますので、その際に改修工事の中で設置する予定となっております。その後は、設置されてない学校についても、そういった計画――改修計画のときに行うということで今考えてございます。以上です。
○鈴木委員長　落合委員。
○落合委員　できれば様々な効果があるものですので、早期に設置していただきますよう努力していただきますよう、お願いをしたいと思います。
　次に、こういった様々な不審者の侵入事案を受けて、文部科学省では、昨年の３月に事務連絡ということで、不審者侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策についてということで、設置する各学校の危機管理マニュアルについて点検を行っていただきますようお願いしますと。この事務連絡が来たそうなんですが、これを受けて本市の総点検した課題認識等についてお聞かせいただければと思います。
○鈴木委員長　丸山課長。

速報版・未校正

○丸山指導課長　落合委員の御質疑に答弁させていただきます。委員の御指摘の危機管理マニュアルの総点検ですが、令和５年３月の埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、文部科学省が全国の学校に対して指示したものだと認識しております。本市におきましては同じその年度に、取手西小学校において、大阪の池田小事件、これについて調査研究を行った専門家を招き、不審者対応に関する研修と危機管理マニュアルに対する種々指導助言をいただきました。実際に私もその研修に参加させていただいているところです。不審者対応に関する指導内容を全校で共有した上で、その年度中に、全ての学校において指導内容に基づいて危機管理マニュアルの改訂を行い、不審者対応について強化をしたところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長　落合委員。

○落合委員　大変有意義な研修――指導課長も直接聞けたということで、よかったのではないかなというふうに思っておりますが、学校の校長先生、教頭先生、職員さんも数年単位で変わってきますから、しっかりとそういった成果が引継ぎ――毎年、毎年引き継がれて、いざというときにしっかり対応できるような体制構築を、引き続き、体制が整えられるようにお願いしたいと思います。

　最後に、それらを受けた今後の対策強化みたいなものがあれば、最後、お聞かせください。

○鈴木委員長　丸山課長。

○丸山指導課長　答弁させていただきます。各学校においては、不審者対策の避難訓練を実施しております。警察ＯＢのスクールサポーターの指導を受け、実際にスクールサポーターの方が不審者となって、教員が対応するという訓練を行っている学校もございます。不審者が侵入してきたときの合図の確認、それから、さすまたによる教員の対応方法などの訓練を行って、――行った上で指導助言を受けるなど、不審者侵入時の対応方法に関する教員の対応能力の強化を図っているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長　落合委員。

○落合委員　分かりました。様々な、今の想定外のこともいろいろと起こるかもしれませんので、常日頃から……

〔永井議会事務局係長ベルを１回鳴らす〕

○佐野委員　（続）万全の体制、整備に努めていただきますよう、今後もよろしくお願い申し上げまして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長　最後に、本田委員。

○本田委員　本田です。よろしくお願いします。グランドピアノのオークション出品についてです。市長の定例会見の中で、ピアノの――グランドピアノをオークションに出品するということが発表されましたけれども、今ホームページ見ますと、ちょっとこれ、オークションサイトを運営するところからストップがかかっているというような状況だと思うんですけども、その状況ではあるんですが、官公庁オークションに至った経緯、３月の予算で検討もするということを答弁されてるんですけども、この至った経緯についてお伺いをいたします。

速報版・未校正

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　文化芸術課、飯山です。本田委員の御質疑にお答えいたします。まず、大ホールにおけるコンサートピアノの寿命は20年ほどと言われている中、市民会館大ホールのフルコンサートグランドピアノは購入から34年を経過しております。これまで、必要なメンテナンスを実施し使用してまいりましたが、ワイヤーハンマーやチューニングピンなど、音質維持に必要な内部の部品が使用限界であるというメンテナンス事業者からの進言を受け、また、ピアノについては唯一利用者が自分で持ち込むことのできない楽器であり、言わば舞台装置の一部との見解もできることから、利用される方々に御満足いただけるよう、同グレードの購入を決定し、予算に計上させていただきました。これに伴い、現在使用しているものにつきましては、廃棄ではなく売却することにしたという経緯でございます。また、官公庁オークションに至った経緯につきましては、売却するのであれば、需要のある方に少しでも高価買取していただきたく、市でごみ収集車や消防自動車等で実績がある官公庁オークションに出品いたしました。以上でございます。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　ありがとうございます。３月の予算の——予算委員会の中で、予算にも組入れているというようなことだったと思うんですが、実際にこの予算の金額は幾らで組まれてるんでしょうか。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　歳入予算につきましては、財産収入物品売払収入に、139万7,000円でピアノ売却分として計上しております。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　ありがとうございます。これ、売却するということで、業者に139万だという見積りをいただいたということでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　お答えいたします。予算計上する際にいただいた見積りでは139万7,000円でした。しかしながら売却価格の想定として、その見積りに——見積り提出後に、買取り状況により価格が変動するというような文言がございましたので、オークションに出品する際に再度徴取した見積りは130万ということになっております。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　オークションは130万から開始するという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　おっしゃるとおりです。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　この見積りを取ったという業者というのはメンテナンス業者と、さっき——先ほど「メンテナンス業者」という言葉が出てきたんですけども、これは専門家なんでしょうか。例えば、専門家というのは、楽器を使う方とか音楽家の方とか、あとは何ていうんですかね、そういった楽器屋さんじゃなくてそういうところなのか、どういう専門家なのか、これをちょっとお聞きしたいんですけども。

速報版・未校正

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　今回見積を取りましたのは、買取りをしている、また売却もしているピアノ業者でございます。ピアノも売っている業者――専門業者となっております。また、併せて市場調査も行っております。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　ピアノの業者ということなんですが、この売却価格というのはいろいろな様々な査定はあると思うんですが、130 万からということで、これ、妥当な数字なのか、金額なのかどうかというのがちょっと分かりかねるんですが、この金額というのは妥当なんでしょうか。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　お答えいたします。想定する売却価格の根拠といたしまして、専門業者の見積りと併せて、インターネット上で買取り価格の相場を調べて、やはりそこでも135 万円からというような価格が出ましたので、そちらのほうが妥当だと思っております。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　通常例えば物を買ったり売ったりするときに、相見積りを取るというケースが一般的だと思うんですけども、こういった相見積りを取ったりとかというのはしたんでしょうか。市場価格を見たということと、その専門業者に見てもらったということだけでしょうか。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　今回オークションにかけるときには、専門業者に見ていただいたものと市場価格の調査だけでございます。しかしながら、ピアノ購入を考えている際には、幾つかの業者からも見積りを取った際に、下取り価格についても確認しております。

○鈴木委員長　本田委員。

○本田委員　ありがとうございます。３月の予算委員会の答弁をちょっと見直して確認をいたしました。そのところで、ちょっと１点気になることがございまして、「内部の部品が使用限界であるという判断をいただき、更新を強く勧められ――勧められております」というような文言があったんですね。ちょっとこれ引っかかるんですよ。強く勧められているというのは、どこからどのように強く勧められているのか。これちょっとうがった見方しますと、要するに、新しいピアノを買ってほしいという業者が、そこを強く勧めたんじゃないかというようにも捉えられないのかなというところをちょっと思ってるんですが、そういうことはないですかね。

○鈴木委員長　飯山課長。

○飯山文化芸術課長　お答えいたします。私どももそのような見方を若干していた頃もございまして、経過を確認いたしました。点検業者から、平成 29 年にはもう既に使用維持可能範囲を超えているという報告を受けており、その間も使わせていただいてたという――メンテナンスをしながら使っていたということ、そして令和４年３月の定期検査ではもう使用限界ですということが断言されましたので、このように買取りに至りました。――購入に至りました。

速報版・未校正

〇鈴木委員長　本田委員。
〇本田委員　どうもありがとうございます。じゃ最後に売却以外の活用方法、こういった──こういったものというのは検討されたかどうか、お伺いをいたします。
〇鈴木委員長　矢部補佐。
〇矢部文化芸術課長補佐　文化芸術課の矢部と申します。よろしくお願いします。委員の御質疑にお答えいたしたいと思います。売却以外の運用ということなんですけれども、やはりほかの施設でまたピアノを使っていただくということが、可能性として考えられます。その際に具体的には、ピアノを置いてあるホールを持っている施設に聞き取りをしました。その際、やはりフルコンサートグランドピアノがかなり大きいものですので、なかなか置く場所を選んだりとか、それから移送に費用がかかるですとか、メンテナンスに費用がかかるということもありますので、移送というか、そのピアノを受け入れるという希望は聞くことができませんでした。以上です。
〇鈴木委員長　本田委員。
〇本田委員　どうもありがとうございます。ちょっと今オークションが止まっちゃってる状態なんで、今後どうするのかなというのが、なかなか見通しがつかないのかなというところかなと思いますけども、今後これまた再開という形でされたら、これまたオークション、継続してやるということでよろしいんですかね。
〇鈴木委員長　飯山課長。
〇飯山文化芸術課長　現在、クレジットカード決済システムに異常なアクセスがあったということでオークションがストップしております。現在、運営会社と情報共有しながら、今後につきまして関係機関と対応を検討しているところです。
〇鈴木委員長　本田委員。──よろしいですか。
以上で、通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。
当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間で自由討議が必要と思われる議案はありませんか。──ないようですので、討論・採決を行います。
次に、当委員会に付託されました市長提出議案の討論・採決を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇鈴木委員長　討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。
これより採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。
議案第56号、取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇鈴木委員長　全員賛成です。よって、議案第56号は可決しました。
議案第58号、茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について、賛成の委員の挙

速報版・未校正

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　賛成多数です。よって、議案第58号は可決しました。

議案第60号、令和６年度取手市一般会計補正予算（第６号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　全員賛成です。よって、議案第60号のうち当委員会所管事項は可決いたしました。

認定第７号、令和５年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長　全員賛成です。よって、認定第７号は認定することに決定しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は、全て終了しました。

この後は請願の審査に入ります。所管となっていない執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後　１時52分休憩

午後　１時56分開議

○鈴木委員長　再開いたします。

これから請願の審査に入ります。

請願第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。本請願については、請願提出者から、議会基本条例第５条第３項の規定による発言の申出はありません。執行部に確認したいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　なしと認めます。これで請願第３号の質疑を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。

その前に、議会基本条例第11条第２項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするとあります。議題となっている請願について、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手をお願いします。――なしと認めます。以上で当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論のある委員は挙手を願います。――討論なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。請願第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

速報版・未校正

○鈴木委員長　全員賛成です。よって、請願第３号は採択することに決定いたしました。
　お諮りします。意見書は委員会提出とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　異議なしと認め、委員会提出議案として意見書を作成いたします。案文整理のため、休憩します。

午後　１時 59 分休憩

午後　２時 01 分開議

○鈴木委員長　再開します。
　お諮りします。サイドブックスに登載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　異議なしと認め、そのように決定いたします。これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。
　それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。
　休憩します。

午後　２時 02 分休憩

午後　２時 14 分開議

○鈴木委員長　それでは、再開します。
　それでは、令和６年度第１回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望についてを議題とします。先ほどの休憩中、サイドブックスに掲載した表について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。
　お諮りします。令和６年度第１回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブックスに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　異議なしと認め、そのように決定します。
　最後に、その他です。７月 31 日――30 日に行った総務文教常任委員会において、小堤委員から、当委員会の重点調査テーマである「災害時の避難所運営」の調査に当たって、茨城県常総市に視察依頼をしてはどうかという提案がありました。先ほどの休憩中に、この提案について委員の皆様の御意見を伺ったところ、視察依頼をすることで合意が得られたかと思います。
　それではお諮りします。先ほど決定したテーマを調査するため、常総市に先進地視察の申込みをすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　異議なしと認め、そのように決定いたします。相手方への申込みはこれから行いますので、受入れの可否が分かりましたら、後日お知らせいたします。
　ほかに委員の皆様から何かございますか。

速報版・未校正

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了いたしました。

これで、総務文教常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後　2時17分散会

総務文教常任委員会委員長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

総務文教常任委員会副委員長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○委員会記録における発言訂正箇所

◆Ｐ06　03行目　青色部分を「定める予定の」に訂正

速報版・未校正